

伝染性紅斑（リンゴ病）警報発令について

令和7年第15週（4月7日から13日まで）における群馬県の1定点医療機関当たりの患者報告数が、国の定める警報発令の基準値を超えましたので、本日、伝染性紅斑の警報を発令しました。

県民の皆様におきましては、手洗いを始めとした「うつらない」「うつさない」ための感染防止対策の徹底をお願いいたします。

1 患者発生状況

県内 4区分	1 定点当たりの患者報告数	
	直近（15 週） （4/7～13）	前週（14 週） （3/31～4/6）
北 毛	0. 6 7	0. 2 5
西 毛	2. 6 3	0. 8 0
中 毛	2. 8 6	0. 9 2
東 毛	3. 4 3	1. 9 4
県全体	2. 6 8	1. 1 0

【警報の基準値】 開始基準値 2.00 人以上/終息基準値 1.00 人未満

2 過去の警報発令状況

令和元年度以降 発令なし

3 伝染性紅斑とは

○ どんな病気？

顔面、特に両側の頬に境界鮮明な赤い発しん（リンゴ様の皮しん）が現れ、続いて、手足に対称的な網目状あるいはレース様の紅斑が現れる病気です。ヒトパルボウイルス B19 を原因とする感染症で、好発年齢は乳幼児期から学童期ですが、成人も感染することがあります。潜伏期間は4～15 日です。

○ 妊娠中（特に妊娠初期）に感染した場合、まれに胎児の異常や流産が生じることがあります。妊娠中あるいは妊娠の可能性のある女性は、できるだけ患者との接触を避けるようご注意ください。

○ 感染経路は？

咳やくしゃみのしぶきに含まれるウイルスを吸い込んだり、ウイルスが付着した手で口や鼻を触ることで感染します。

○ 症状があるときには？

- ・医療機関を受診し医師の指示に従ってください。
- ・十分な休養や栄養、水分をとりましょう。

○ 予防するには？

- ・原因となるウイルスはアルコールが効きにくいいため、咳エチケットを心がけ、手指は石けんと流水でよく洗うようにしましょう。